

流山市農業委員会
平成26年第12回
総会議事録

平成26年11月26日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成26年第12回総会議事録

1 期 日 平成26年11月26日(水)

2 場 所 流山市役所306会議室

3 議 長 名 高市 正義

4 署名委員 7番 秋元 正
10番 小嶋 悦子

5 出席委員(15名)

1 番 小田桐 仙	3 番 岡田 長政
4 番 恩田 一雄	5 番 増田 正美
6 番 石井 博	7 番 秋元 正
8 番 山崎 日出男	9 番 中村 彰男
10 番 小嶋 悦子	11 番 小倉 節子
12 番 豊島 啓行	13 番 大作 榮
14 番 小林 常男	15 番 水代 啓司
16 番 高市 正義	

6 欠席委員(1名)

2 番 吉田 達弘

7 書記名 事 務 員 中里 友希

8 事務局 局 長 福留 克志
次 長 吉田 勝実
次長補佐 田村 敏一

9 会議目次

(1) 議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)	1
(2) 議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)	6
(3) 議案第58号 農用地利用集積計画の決定について	14
(4) 議案第59号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について.....	18
(5) 議案第60号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	22
(6) 議案第61号 農業生産法人報告書の提出について	24
(7) 議案第62号 平成26年度流山市利用状況調査結果について	27
(8) 報告第27号 合意解約の通知について	33
(9) 報告第28号 専決処理の報告について	33

開会 午後2時00分

高市議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から会議を開会いたします。

大変、陽気も寒くなってきましたので、十二分に皆さんも体に気をつけていただきたいと思います。先般、皆様から集めていただきました建議書を、総合農政検討委員会の小田桐委員、それから石井委員、そして職務代理者の水代委員と市長に皆様の建議をお届けして参りました。色々意見はありましたが、その辺の件に関しましてはお任せいただきたいと思います。思っております。

それでは、平成26年第12回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は16名中15名、で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、2番、吉田委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。

7番、秋元委員、10番、小嶋委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、中里事務員を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。田村次長補佐。

田村次長補佐 お手元に配布させていただきました議案書の中の「会議目次」をご覧くださいと思います。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第56号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」から、議案第62号「平成26年度流山市利用状況調査結果について」までの7議案について、ご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第27号「合意解約の通知について」から、報告第28号「専決処理の報告について」までの2項目について、ご報告させていただきます。

ご説明は以上です。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。

これより議事に入ります。

高市議長 それでは、議案第56号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。

田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の1頁をご覧ください。

議案第56号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成26年11月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに、本案の農地法第5条の許可申請についてでございますが、この申請は、売買や賃貸借などの権利移動を伴う農地転用でございます。

このことから、農地法の条文の中では、農地法の第5条の規定に該当することになるため、農地法第5条の許可申請がなされたものでございます。

それでは、今月の案件につきまして、ご説明をさせていただきます。

初めに1番についてですが、本件の権利者につきましては、流山市駒木にお住まいの方でございます。農地転用の申請がありました土地は、流山市駒木にあります畑1筆で、転用面積は821㎡でございます。権利者につきましては、本件申請地の持分2分の1を所有しており、この持分2分の1に対する農地法第4条許可申請について、農地法第4条第1項第1号の規定により、許可申請が不要となることから、今回、農地法第5条許可申請のみの申請となったものであります。転用目的につきましては、貸駐車場用地とするもので、この申請地の案内図と計画図面につきましては、議案書とともに配布させていただきました議案案内図の1頁と2頁にございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

次に2番についてですが、本件の権利者につきましては、野田市山崎にお住まいの方でございます。農地転用の申請がありました土地は、流山市西深井にあります畑1筆で、転用面積は278㎡でございます。転用目的につきましては、専用住宅用地とするもので、この申請地の案内図と計画図面につきましては、議案案内図の3頁と4頁にございます。補足資料と合わせてご参照いただきたいと思います。

次に3番についてですが、本件の権利者につきましては、流山市大字平方に住所を置く法人でございます。農地転用の申請がありました土地は、流山市平方にあります畑1筆で、転用面積は581㎡でございます。転用目的につきましては、倉庫用地とするもので、この申請地の案内図と計画図面につきましては、議案案内図の5頁と6頁にございます。補足資料と合せてご参照いただきたいと思います。なお、当該倉庫用地につきましては、議案第59号の農地法の許可を要しない土地の証明願についての1番の申請地を含めました1,142.27㎡であります。

今月の5条許可申請(恒久転用)は、以上の3件です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第56号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を御報告します。

今月の案件は、恒久転用によるものが3件です。本案については、それぞれ現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議しました。

最初に、1番ですが、移転の原因は使用貸借で、転用目的は貸駐車場を整備しようとするものです。

権利者は現在、柏市篠籠田に貸駐車場を保有しておりますが、そこを相続税納税のため処分しなくてはならず、現在利用している方から当該貸駐車場を継続してほしいとの意向があったため、距離的に近い申請地を貸駐車場として整備したいとのことです。なお、敷地内に法面を含むため、実際に利用できる面積としては730.90㎡とのことです。

次に、申請地の周囲については、実態は無いものの公団上水路となっており、出入口部分については農地転用の許可後に水路占用の許可を取ることで、市河川課と協議が整っております。また、水路を塞いでしまっても問題ないかも確認しましたが、現在は柏市側にU字溝が整備されており、道路もU字溝に水が流れるように傾斜が付いているため、当該水路に水は流れておらず、塞いでも問題ないとのことでした。

更に、整備計画の中には照明がついていないため、防犯上問題が無いのか確認したところ、あまり考えていなかったが、必要性があれば検討するとのことでした。この点については、必ずしもつける必要はないが、つけない場合でも防犯対策はしっかりしてほしい旨を申請者に説明しました。

次に、雨水の処理対策については、市河川課と協議を行い、路面の舗装を透水性アスファルト舗装とするとのことです。通常の降雨はこの舗装だけで対応可能とのことです。予備的に6基の浸透枡を設置する予定です。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、東武線豊四季駅の南東約800mに位置し、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

次に、資金計画については、整備費が540万円で、全額自己資金で賄う計画であり、金融機関からの残高証明書が添付されています。

また、申請地は新しいブロック及びフェンスが施工されており、この経緯について確認したところ、申請地については、過去20年以上前に駐車場として利用していましたが、現在は使用していないため、今回申請を出すに当たって農地に復旧をしたとのことで、その際に土砂の流出を防ぐため、先に施工したとのことです。

次に、2番ですが、移転の原因は使用貸借で、転用目的は専用住宅を建築しようとするものです。

権利者は現在、野田市山崎のアパートで生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となってきており、住宅建築を考えていたところ、父親の土地を借りることが出来たため、子供の小学校進学に合わせて、申請地に住宅を建築するとのことです。

なお、申請地の面積は278㎡ですが、道路のセットバックが必要であります。今回、その敷地内に61.27㎡の住宅を建築する計画です。

次に、雨水、汚水及び雑排水の処理対策については、雨水については浸透枡を設置し、オーバーフロー分は雨水管へ放流、汚水及び雑排水については合併浄化槽を設置し、雨水管へ放流する予定です。なお、浄化槽の流末を雨水管へ接続することについては、市の担当課である河川課と協議したところ、当該雨水管については、自治会で設置した集落排水管というもので、自治会の同意があれば接続してよいとの回答だったとのことです。

土砂等の流出防止については、申請地東側の一部と、北側及び南側全体にブロックを設置するとのことです。また、西側については溝による雨水流出防止のほか、図面にはありませんが、法面の上にマウントアップを設けるとのことでした。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、東武線運河駅の西約900mに位置し、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

次に、資金計画については、建築費等が合計約2千5百万円で、全額夫名義の借入金で賄う計画であり、金融機関からの残高証明書及び夫からの貸付証明書が添付されています。また、住宅を建築する名義が妻であることに関して、融資上問題ないかヒアリングの際に確認したところ、分家住宅の申請のため、土地の名義は現所有者の直接の血縁者である必要があることから、妻名義としなくてはならないが、建物名義は共有とすることで、融資上は問題ないとのことでした。

次に、他法令については、都市計画法による開発行為が該当し、現在申請中であり、また、市の関係課との協議については、開発行為の申請の中で整っております。

次に、3番ですが、移転の原因は賃貸借で、転用目的は倉庫を建設しようとするものです。

権利者は現在、申請地の隣にある工場を経営しておりますが、経営が好調で、敷地内の倉庫では手狭になってきており、現在通路に庇をつけて材料等を保管していますが、この状態だと通路を通れないため、新たに倉庫を建設し、利用したいとのことです。

また、申請地のほかに、今月の許可を要しない証明の1番で審議頂く土地の一部も一体として利用し、合計1,141㎡の土地に406.08㎡の倉庫を建設する計画です。この一体利用の部分については、現在も駐車場として利用されており、そこに駐車されている車はどうするか確認したところ、申請地内に4台駐車されるようにし、それ以外は近隣の貸駐車場等を利用するとのことでした。また、約1.5mのセットバックを設

け、その中にある電柱については移設することで東京電力との協議も済んでいるとのことです。なお、セットバック部分については、最終的に市に帰属させる予定とのことでした。

次に、雨水の処理対策については、雨水浸透貯留槽を設置し、オーバーフロー分については、拡幅道路に新設するU字溝に排水した後、既設雨水管に放流する計画です。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、東武線江戸川台駅の北西約1.1kmに位置し、生産性の低い小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

次に、資金計画については、整備費が約7千百万円で、全額自己資金で賄う計画であり、金融機関からの残高証明書が添付されています。

次に、他法令については、都市計画法による開発行為が該当し、現在事前協議中ですが、協議が整い次第本申請を行う予定となっております。

また、関係課との協議関係ですが、開発行為の事前協議の中で、道路や排水、緑化等計31項目の協議があり、その内道路管理課とのセットバック部分に関する協議が小委員会時点で協議中、残りの30項目については協議が整っているとのことでした。

このため、小委員会の中で、農地転用としての観点では許可相当ではあるが、開発許可や関係課との協議については適切に実施してもらう必要があるとの意見が出ております。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、住宅の敷地面積や駐車場の必要性の根拠などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

8番(山崎委員) 1番の使用貸借料はいくらになるのでしょうか。

吉田次長 使用貸借に係る賃料のお尋ねでございますが、使用貸借につきましては、お金の受け渡しはございませんので、無料になります。よってこちらの移転の原因は使用貸借という表記となります。

なお、お金の受け渡しがある場合は賃貸借となりまして、この場合は金額の方がまいります。本件についてはございません。以上です。

8番(山崎委員) もう一つ、25台といいますと相当多いと思いますが、全部埋まっているのでしょうか。先ほどの説明だと駐車場が相続関係で無くなって新たにということでしたが。

田村次長補佐 自分の方からご説明させていただきます。

こちらの方が経営している柏の駐車場につきましては、23台収容可能で全部埋まっているということです。今こちらの駐車場を経営している方が、相続で土地を売却するというので、その駐車場が無くなる代わりに代替地として、今回の申請地の方に駐車場を設けるという申請であります。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第56号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第56号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の2頁をお開きください。

議案第57号

農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成26年11月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに、本案の農地法第5条の許可申請(一時転用)についてでございますが、この申請につきましては、農地造成期間中、農地として耕作ができないことから、一時転用の許可申請が必要となるものであります。

この一時転用許可の審査基準につきましては、

- ・従来の農地より高い利用価値を有する農地に復元できること。
 - ・周辺農地の農業生産条件へ悪影響や道水路の分断等を招くおそれがないこと。
 - ・農地造成の一時転用許可の期間は3年以内とする。
 - ・埋立て土量の確保の見込みがあること。
 - ・搬入される土砂等の地質について、安全性が確認できること。
- などが基準とされております。

それでは、今月の案件について、ご説明をさせていただきます。

初めに1番についてですが、本件の権利者につきましては、松戸市大金平に住所を置く法人でございます。農地転用の申請がありました土地は、流山市名都借にあります田1筆で、転用面積は490㎡でございます。転用目的につきましては、土砂等の利用による農地造成で、この申請地の案内図と計画図面につきましては、議案案内図の7頁と8頁でございます。補足資料と合わせてご参照いただきたいと思います。

次に2番についてですが、本件の権利者につきましては、流山市松ヶ丘に住所を置く法人でございます。農地転用の申請がありました土地は、流山市前ヶ崎にあります田1筆で、転用面積は1,487㎡でございます。転用目的につきましては、土砂等の利用による農地造成で、この申請地の案内図と計画図面につきましては、議案案内図の9頁と10頁でございます。補足資料と合わせてご参照いただきたいと思います。

今月の5条許可申請(一時転用)は、以上の2件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」について御報告いたします。

今月の案件は、一時転用によるものが2件であります。

初めに1番ですが、本案については、現地調査と権利者及び義務者双方からヒアリングを行っております。

最初に、移転の原因は使用貸借でございまして、転用目的は、残土を利用した農地造成でございます。権利者は、松戸市大金平に本店を置く株式会社で、昭和45年に設立されております。事業内容としては、主に土木業、不動産業等を行っているということでございます。また、農地造成の実績については、市内では最近はありませんが、松戸市主水新田で実績があるとのことで、造成後に適切に耕作されている様子の写真が添付されております。

次に、申請地の農地区分についてでございますが、申請地は、JR常磐線北小金駅の北東約1.5キロメートルに位置し、小集団の生産性が低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、事業計画の概要であります。埋立て面積は490㎡で、土量につきましては、約590立方メートルを搬入するとのことでございます。なお、一筆の一部を埋立てることとなった経緯については、本来は全部を一気に埋めたいものの、良質な土だけを選んでいいためなかなか土の確保が出来ず、土が確保でき次第埋め立てを行うとのことでした。

次に、土砂の搬出元は、流山市前ヶ崎の権利者所有のストックヤードからです。な

お、土砂の安全性については、地質分析結果証明書及び土砂発生元証明書が添付されております。次に、搬入ルートとしては、免許センターの前を通過して、東消防署前の道から申請地の南側の道に入り、そこから搬入する計画で、1日当たりの運搬台数は、2トン車で10台程度を予定しているということでございます。埋立て期間につきましては、許可後から4か月を予定しております。

次に、義務者でございますが、耕作面積は約1.9ヘクタールで、農業従事者は3人、農地造成後はカボチャ等を作付けする計画だったとのことですが、今年別の埋め立て地で試験的に植えてみたところ、水分が多いと上手くいかないとのこと、他の作物を検討中とのことでした。申請理由については、申請地については、組合で利用していたポンプが壊れてしまい、更に他にポンプを利用していた2軒が稲作を止めてしまったことから、単独でポンプを修理することが現実的に難しいため、畑作に転向したいとのことでした。

次に、周辺農地所有者への説明状況についてですが、隣接農地は全て義務者の所有とのこと、念のため道路の反対側の農地所有者に、農地造成を行い畑として効率的な耕作をする旨を説明したところ、特に意見はなかったとのことでした。

次に、資金計画につきましては、造成費が約75万円でございます、全額自己資金で賄う計画であり、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

次に、他法令につきましては、埋め立て面積が500㎡未満であることから、流山市土砂等の埋立て条例は該当しません。次に、関係課との協議関係ですが、農地転用の事前協議の中で、道路や学校との協議、周辺住民への周知等、計16項目の協議があり、全て協議が整っているとのこと、協議書が添付されております。

最後に、土地所有者に対しては、その責務として、転用事業が行われている間、違反転用の発生を防止するため埋立等事業計画に定められたとおり実施されているかを定期的に把握するとともに、計画どおり実施していないとき又はその恐れがあることを知ったときは、直ちに、事業を行う者に対し事業の中止及び原状回復を求めるとともに、その旨を農業委員会に通報するよう指導いたしました。

次に、2番ですが、本案についても、現地調査と権利者及び義務者双方からヒアリングを行っております。

最初に、移転の原因は使用貸借でございます、転用目的は、残土を利用した農地造成でございます。

権利者は、流山市松ヶ丘に本店を置く株式会社で、平成20年に設立されております。事業内容としては、主に建設業、土木業等を行っているということでございます。また、農地造成の実績については、流山市名都借、前ヶ崎の農地造成を過去に3か所実施しているということでございます。

次に、申請地の農地区分についてでございますが、申請地は、JR常磐線北小金駅の北約1.4キロメートルに位置し、小集団の生産性が低い農地であることから、第

2種農地と判断いたしました。

次に、事業計画の概要であります。埋立て面積は1,487㎡で、土量につきましては、約2,704立方メートルを搬入することとございます。土砂の搬出元は、松戸市小金原の宅地造成工事の現場からです。なお、土砂の安全性については、地質分析結果証明書及び土砂発生元証明書が添付されている他、埋め立て後も再度検査を行い、安全性を証明する予定とのことでした。次に、搬入ルートとしては、国道6号線を使って一度柏市に抜け、富士見橋手前から流山市内に入った後、免許センターの前を通過して、申請地東側の道から搬入する計画で、1日当たりの運搬台数は、4トン車で7台程度を予定しているということとございます。また、搬入計画地にはガードレールが設置されていますが、これについては一時的に撤去し、造成終了後に権利者の負担で一部を復旧、一部については進入口として開けておくことで、市の担当課と協議が済んでいるとのこととです。埋立て期間につきましては、許可後から6か月を予定しております。

次に、義務者でございますが、耕作面積は約3.7ヘクタールで、農業従事者は4人、農地造成後はネギ、ダイコン等を作付けする計画でございます。

次に、周辺農地所有者への説明状況についてですが、農地造成を行い畑として効率的な耕作をする旨を説明したところ、特に意見はなかったということでした。

次に、資金計画につきましては、造成費が256万円でございます。全額自己資金で賄う計画であり、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

次に、他法令につきましては、流山市土砂等の埋立て条例が該当し、現在申請中です。次に、関係課との協議関係ですが、埋立て条例の事前協議の中で、道路関係や、学校、周辺住民への周知等、計27項目の協議があり、全て協議が整っているとのことと、協議書が添付されております。

最後に、土地所有者に対しては、その責務として、転用事業が行われている間、違反転用の発生を防止するため埋立等事業計画に定められたとおり実施されているかを定期的に把握するとともに、計画どおり実施していないとき又はその恐れがあることを知ったときは、直ちに、事業を行う者に対し事業の中止及び原状回復を求めるとともに、その旨を農業委員会に通報するよう指導いたしました。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査をもとに、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の确实性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、一時転用の妥当性、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案についてはそれぞれ許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもってそれぞれ許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。
高市議長 御苦労さまでした。

なお、本案の1番については、増田委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、増田委員の退席を願い、審議いたします。

増田委員の退席を求めます。

(午後2時34分 増田委員退席)

高市議長 これより、本案の1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

15番(水代委員) 私の聞き違いかも知れないんですが、ただ今の説明の中で、1と2と両方に係るんですが、北小金の駅からの距離が1番の方が1.3kmと聞いたのですけれども、2番の方が1.4kmということで、距離的に2番よりも1番の方があるはずなんですが。

大作委員長 1番の方は1.5kmです。

15番(水代委員) 1.5と1.4ですか。

もうちょっとある気がするんですけど。前ヶ崎の高台を上った先だから。

大作委員長 御説明としては、1番は1.5kmということでした。次に、2番の方は1.4km。現実的にはもう200mか300mくらいの違いはあるかもしれませんが、地図上で測ってこの数字になっております。

9番(中村委員) ただ今の議案第57号、農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)ということで、ちょっと私の聞き違いかも知れませんが、一つ確認したいことが、今委員長から報告があった中で、1番について、担当部署との16項目にわたり協議がなされた、その上で今回の現地視察、そしてヒアリングを経て今回の総会にかけられた中で、違法があった場合は通報するようにということで読み上げられたと思いますが、誰が通報するのかなど。違反だったら知る由も無いですよ。なんか間違ったら通報するようにということなんですけど、その理解がわからないものですから、ご説明いただければと思います。

大作委員長 権利者が申請と違うような埋立ての仕方をしてしまっている場合ですね、例えばガラを入れているとか、そういう場合に、義務者は直ちに農業委員会に通報していただきたいというような話をしました。所謂良質土で埋めるというような申請なんですよね。

実際に私ども委員5名ほどが現地を見まして、あの場所で米作りはやっぱり難しいのかなど、だったら畑作として高度な利用をした方が、義務者の意欲もありますしね、そういうわけで、ガラや質の悪い土で埋められたら困るというような考え方ですね、私ども農業委員会では、事業を行う者、埋立者ですね、権利者に対して、注意し、更には原状回復を求めていただきたいという話をしました。

9番(中村委員) 説明の中で、義務者所有の良質土をこの場所に搬入すると、本来であれば、この面積からすると全部埋めたい、筆境まで埋めたいまでも、土量が足りないもので若干セットバックしている次第ですよ。まして、地権者と業者の間で信頼

関係が結ばれているものだと思うんですよ。じゃあ土建会社の方が営業に入っは是非とも埋立させてほしい、したいんだっていう場合だったらあてはまると思うんですね。ほんとに大丈夫かっていう。けど、もう搬出する土なんか決まっていますよね。土量が埋立全部するまでが足りないということで、ガラとかなんで入るんですか。

大作委員長 やはり私も農業委員といたしましてはですね、義務者側に立って安全な土質、これからも畑作として耕作していきたいというような意欲もありますしね、義務者側に立って考えるべきではないかなと思っております。そう思ってその旨ヒアリングのときにお話はさせていただきました。

9番(中村委員) さっき農業委員であれば云々とありましたが、1件目と2件目で同じようなこと言えると思うんですよ。1件目についてはそういうご指摘をしたと。2件目はそういう指摘無かったものですから、あえて農業委員だからそういう指摘あったのかなと思ったものから、であれば平等に扱うべきではないかなと。

大作委員長 議案の第57号は今回中村委員御指摘のとおり2件あります。それで、2件ともその旨はお話しております。義務者、権利者どちらにもその旨はお話ししました。良質な土で埋めてほしいというような話はさせていただいております。

9番(中村委員) 私もこの業者はよく存じ上げておまして、間違いの無い業者だと思っております。ただ、1件目で説明があって2件目で無かったものから、また今後増えてくるものと思っておりますので。

1番(小田桐委員) 1点いいですか。中村委員の御指摘にもあったんですが、一応大作委員長の方からは、1番、2番二つとも、報告の中で中村委員の御指摘頂いた土地所有者の責務については報告をされたのでは無かったのかなと思っておりますけれど。

言葉が少し間違っただのかも知れないんですけども、1件目も2件目も、ヒアリングの会場でも今この場でも、御報告をさせていただいた案件であるのと、たぶん一時転用の議案についてはですね、全部この文言は相手が農業委員であれそうでなかったとしても、土地所有者の責務としては、小委員会の場でも総会の場でも報告することになっているのではないかと、思慮するんですが、いかがでしょうか。

高市議長 そういうことですよ。農業委員だからとかではなくて。

9番(中村委員) わかってはいるんですけど、今後のこともあるものから。この委員会では説明し、我々の委員会で説明しないということになったらいかんと思ひ質問させていただいたままで。その辺、事務局の方もよろしく願ひします。

吉田次長 御指摘頂きまして、土地所有者が農業委員、それ以外の方関係無くですね、一時転用については、小田桐委員からも仰っていただきましたように、所有者の責務としてですね、業者任せではなくてしっかりした管理をお願いしたいという形で公平にやらせていただいております。

10番(小嶋委員) 今490㎡埋立てるといことですが、ここを埋立てて、その残りのところは農地として使っているんですか。1,523㎡の内490㎡を埋めて、赤くなっていない所も農地で使っているんでしょうか。

大作委員長 除草だけはしてます。ただ、先ほど私も説明しましたとおり、ポンプが壊れてるんです。だから、現状から見ますと稲作をやりなさいと言ってもちょっと難しいところかと思います。そこで、地権者が高度利用を図りたいということ、農業意欲もあるわけです。ですので、いい土出た490㎡を埋め立てして、随時、いい土が出たらまた2年後、3年後と埋め立てていくと、このような話でした。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第57号のうち、1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第57号のうち、1番については、原案のとおり許可すること決定いたしました。

ありがとうございました。

増田委員の除斥を解きます。

(午後2時48分 増田委員入室)

高市議長 次に、本案のうち、2番に対する案件について質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

8番(山崎委員) 幼稚園が隣接しておりますけれども、私が聞き洩らしていたら申し訳ないんですけど、土砂搬入時の交通安全対策はどのようにされるのでしょうか。

田村次長補佐 私の方から説明させていただきます。

土砂搬入時につきましては、ガードマンを立てて、通行者等に注意するというところで、あと、車の出入りについては、幼稚園側の道路は使わないということで、前面道路から出入りするということになっております。

9番(中村委員) 前面道路の幅員は何mですか。4t車くらいで搬入すると思うけど、入れるのか。

吉田次長 約6m程です。搬入の車両につきましては今仰いましたように、4t車で搬入を計画しています。

9番(中村委員) ガードレールが設置されてますが、それは外しながらですか。

吉田次長 今、ガードレールのお話が出ました。申請地の東側に前面道路、先ほどお話に出ました6m程の道路があります。そして、申請地南側に幼稚園があります。それで、この道路の申請地側に幼稚園の前の道路までずっとガードレールが入っています。そして、搬入については、道路側がガードレールで塞がっておりますので、工事の搬入の際には、このガードレールを搬入に必要な幅だけ許可を得て撤去して搬入を行うということです。

その後、農地造成が終わりましたら畑として利用することになります。土地所有者の

方が畑として利用する際にはこのガードレールを基本的に復旧して元通りにしますが、進入路部分については許可を得て、ガードレールを一部開けて通れるようにするというような計画となっております。

9番(中村委員) 今ご説明いただいたように、幼稚園の全面は使わない、ガードレールを外して搬入するというので、安全面には十分注意していただきたい。2点目として、埋め立て申請のあぜ道ですね、この際は、今回断面図がついていますが、これについても説明が無かった。

田村次長補佐 自分の方から説明に不足ありまして、今中村委員から指摘ありました、議案案内図の断面関係の図面が議案案内図の中では平面図面だけということで、こちらにつきましては断面図ということで、今回の5条許可申請、一時転用の関係をつけております。そして、下の方にですね、議案案内図ということで、今回どういった案件の図面なのか、基本的にこちらについては縦横断面図、縦横の輪切りの状態の図面となっております。

9番(中村委員) この中で、ここに擁壁あるでしょ。ここが田んぼの畦で、その先が別の所有者の土地になって、ここまでまっすぐ持ってきて、持ってきたときに擦りつけ部分が畦道から法面、断面図は四角く切らないで法を切るわけですけど、ここから1mくらいセットバックして法をつけると土砂の流出を防げるわけですけど、この図面だとセットバックが無くていきなり法面にきてるから、その辺の指導はどうなっているのか。

中里事務員 私からご回答させていただきます。

案内図の10頁をご覧くださいんですけど、一番下側にある一点破線が筆の境界になります。その上側に少しセットバックを設けた上で、法面の表示の一番下のところに土留めサッキョという板を入れて、土留めとします。そういうセットバックとサッキョという2重の流出防止策で対応していただいております。

9番(中村委員) その説明は最初にしていただかないと。

今まではそういったきめ細かな対処無くしてみんな法作って隣の水路敷にみんな流れていたのが通常だった。今回の業者はすごくしっかりやってるので、今後この指導をどうやって活かすか。通常は境界いっぱいまで埋めたいし、ここは畦がありますけど、名都借の方は隣水路敷が多いですから、セットバックせずに、直接法面ですから、みんな水路敷に土砂が流れていた。

今後はこういった土砂が流れない対応を指導していただければいいと思います。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第57号のうち、2番について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第57号のうち、2番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第58号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の3頁をお開きください。

議案第58号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成26年11月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに、この農用地利用集積制度についてでございますが、農地の有効活用を図るために設けられた制度でありまして、市町村が貸し手と借り手の間にはいり、手続きが行われるものとなっております。

また、原則として、農地の貸し借りをする場合には、農地法の規定により許可を受けなければなりません。この制度を使いますと、農地法の許可や賃貸借の法定更新の規定は、適用されないこととなります。

このため、農地を貸す人にとりましても、貸借期間の満了により農地が確実に返還されることとなりますので、安心して貸すことができるというものでございます。

それでは、今月の案件について、ご説明をさせていただきます。

初めに、議案1番の権利者につきましては、流山市北にお住まいの方で、職業は農業です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市中野久木にあります田1筆で、面積は、1,031㎡です。利用権の設定期間につきましては、新規により3年間で、賃借料につきましては、毎年玄米で60kgとなっております。本件の議案案内図につきましては、11頁にございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

次に、議案2番の権利者につきましては、流山市松ヶ丘にお住まいの方で、職業は農業です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市名都借にあります畑1筆で、面積は、1,000㎡です。利用権の設定期間につきましては、新規により3年間で、賃借料につきましては、16,800円となっております。本件の議案案内図につきましては、12頁にございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

存じます。

次に、議案3番から議案の6番につきましては、権利者が同じ方ですので、一括して説明いたします。議案3番から6番の権利者につきましては、千葉県富里市に住所を有する法人です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市中野久木にあります畑13筆で、合計面積は、10,721㎡です。利用権の設定期間につきましては、新規により3年間で、賃借料につきましては、議案3番が34,920円、議案4番が6,110円、議案5番が35,940円、議案の6番が30,290円となっております。本件の議案案内図につきましては、13頁と14頁にございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

次に、議案7番の権利者につきましては、流山市西深井にお住まいの方で、職業は兼農です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市平方にあります田3筆で、面積は、2,794㎡です。利用権の設定期間につきましては、新規により3年間で、賃借料につきましては、毎年玄米で180kgとなっております。本件の議案案内図につきましては、7頁にございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

次に、議案8番と9番の権利者につきましては、権利者が同じ方ですので、一括して説明いたします。議案8番と9番の権利者につきましては、流山市平方村新田にお住まいの方で、職業は農業です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市平方にあります田4筆で、合計面積は、4,121㎡です。利用権の設定期間につきましては、議案の8番が新規により6年間で、賃借料につきましては、毎年玄米で180kgとなっております。

議案の9番は新規により3年間で、賃借料につきましては、毎年玄米で60kgとなっております。本件の議案案内図につきましては、15頁にございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

今月の利用集積計画につきましては、以上の9件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(午後3時05分 水代委員退席)

(午後3時07分 水代委員入室)

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。

大作委員長。

(午後3時08分 小林委員退席)

(午後3時10分 小林委員入室)

大作委員長 議案第58号「農用地利用集積計画の決定について」御報告します。

今月の案件は、新規が9件です。

最初に1番ですが、権利者の職業は農業で年齢は72歳です。また、営農状況については、耕作面積が約2ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め4名です。次

に、現地の状況ですが、対象農地の田は、稲刈り後の状況でした。本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものです。

次に、2番ですが、権利者の職業は農業で年齢は40歳です。また、営農状況については、耕作面積が約1.1ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め4名です。次に、現地の状況ですが、対象農地の畑は、保全管理の状況でした。本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものです。

次に、3番から6番ですが、同一権利者による申請のため、一括して報告します。権利者は富里市に本店を置く農業生産法人です。また、営農状況については、耕作面積が約12.5ヘクタールで、その内約0.5ヘクタールが流山市内となっています。農業従事者は18名です。次に、現地の状況ですが、対象農地の畑は、全て耕起済みの状態でした。本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものです。

次に、7番ですが、権利者の職業は兼農で年齢は58歳です。また、営農状況については、耕作面積が約1.3ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め3名です。次に、現地の状況ですが、対象農地の田は、稲刈り後の状況でした。本件については、新たに6年間の利用権を設定しようとするものです。

次に、8番から9番ですが、権利者が同じ方ですので、併せて御報告します。権利者の職業は農業で年齢は62歳です。また、営農状況については、耕作面積が約2.4ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め3名です。次に、現地の状況ですが、対象の田は、いずれも稲刈り後の状況でした。本件については、新たに8番については6年間、9番については3年間の利用権を設定しようとするものです。

以上のことをもとに審議したところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしています。

よって、本案については、全会一致をもって、それぞれ承認相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

高市議長 御苦労さまでした。

なお、本案の1番については、豊島委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、豊島委員の退席を願い、審議いたします。

豊島委員の退席を求めます。

(午後3時15分 豊島委員退席)

高市議長 これより、本案の1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第58号のうち、1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第58号のうち、1番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

豊島委員の除斥を解きます。

(午後3時16分 豊島委員入室)

高市議長 次に、本案の2番については、増田委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、増田委員の退席を願い、審議いたします。

増田委員の退席を求めます。

(午後3時17分 増田委員退席)

高市議長 これより、本案の2番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

8番(山崎委員) この農地に入る出入り口がちょっと判りづらいんですけど、市民農園の土地を使って入るんですか。若しくは権利者が隣接する土地を持っているか借りているかしてるんですか。

吉田次長 案内図で言いますと、12頁になります。下に道路がありまして、その上に市民農園、そして、道路の形態では無いんですが、便宜上その市民農園の右側にある道を利用して出入りしております。

14番(小林委員) 確認なんですけど、この3,361の内1,000㎡になってますよね。ということは、市民農園を全部入れて3,361㎡なんですか。

吉田次長 議案書の3頁の2番の案件になります。

今、お話しございましたが、面積の方で3,361㎡の内1,000㎡ということで、大元の3,361㎡の方が、全体の赤くなった枠が3,361㎡でございます。その内、利用集積で貸し借りをしようとする所が、この赤で塗りつぶしたところで、残りの2,361㎡につきまちは白塗りのところになりまして、市民農園としての利用がされているところで。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第58号のうち、2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第58号のうち、2番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

増田委員の除斥を解きます。

(午後3時24分 増田委員入室)

高市議長 次に、本案のうち、3番から9番に対する案件について質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

10番(小嶋委員) 3番から6番なんですけど、この前、9月くらいに出た法人と同じなのでしょうか。また、作るものはコマツナでしょうか。

吉田次長 作物のお尋ねかと思えます。前回約0.5haということで、先ほど委員長からもご報告ありましたが、コマツナを主に作付行っている農業生産法人であります。

今回の申請地につきましても、同じくコマツナを主に営農していくということでございます。

1番(小田桐委員) 前回の0.5haはビニールハウスとかではなく、こういう形なんですか。前回は私知らないの。

吉田次長 前回の0.5haですが、一部に今までの土地所有者の方のビニールハウスがありました。1棟ありましたが、大きいハウスではなくて通常のよくあるもの、残りが全部露地という形でございます。コマツナを露地を使って栽培していくということでございます。

15番(水代委員) 前回のときの賃借料なんですけど、いくらくらいでしたか。やっぱり平米10円くらいなんですか。

田村次長補佐 前は1反当たり大体1万5千円です。今回は平均すると大体1万円という形に賃借料としてはなっています。以上です。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第58号のうち、3番から9番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第58号のうち、3番から9番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第59号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の7頁をお開きください。

議案第59号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を次のとおりとする。

平成26年11月26日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

初めに、この証明願についてでございますが、この制度は、調整区域の中にある農地の地目を、宅地などの農地以外の地目に変更しようとする場合には、農地転用の許可を受けてから土地登記簿の地目を変更することになりますが、農地転用の事務指針の中にあります規定により、土地の現況が「既に農地以外の土地となっていることが明白なもので、20年以上経過していると認められる土地で、かつこの間農地違反転用に対する処分を受けていない」土地については、この「証明願」の手続きを行うことによって、農地から農地以外へのものに、地目変更の登記手続きを行うことができる」というものでございます。

それでは、今月の案件について、ご説明をさせていただきます。

初めに、議案の1番の申請者につきましては、流山市大字平方にお住まいの方で、申請がありました土地は、流山市平方の畑4筆で、合計面積は656㎡です。

変更後の地目につきましては、雑種地でございます。本件につきましては、土地登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は駐車場として、20年以上経過しておりますことから、このたび、登記簿上の地目を現況の雑種地に合わせるために、証明願の提出があったものでございます。

本件の議案案内図につきましては、16頁にございますのでご参照いただきたいと思います。

次に、議案の2番の申請者につきましては、流山市青田にお住まいの方で、申請がありました土地は、流山市青田の畑1筆で、面積は231㎡です。

変更後の地目につきましては、宅地でございます。本件につきましては、土地登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は宅地の一部として、20年以上経過しておりますことから、このたび、登記簿上の地目を現況の宅地に合わせるために、証明願の提出があったものでございます。

本件の議案案内図につきましては、17頁にございますのでご参照いただきたいと思います。

今月の許可を要しない土地の証明願は、以上の2件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長報告 議案第59号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明

願について、御報告します。

今月の案件は、2件です。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っています。

まず、1番ですが、申請地は東武線江戸川台駅の北西約1.1kmに位置している土地で、地目は畑で、現況は駐車場の敷地として使用されていました。申請地は、昭和38年に贈与を受けた農地です。申請者は、昭和62年頃から隣接する工場の従業員用駐車場として使用し、また、一部は製品も置いていたとのことでした。

なお、今回の願出書の提出に当たっては、平成元年10月に撮影された航空写真及び平成26年11月発行の固定資産評価証明書が添付されていました。申請者は、5条許可申請で御審議頂いた倉庫建築のため、登記簿上の地目と現況の地目を一致させる必要があることから、願出があったものです。

次に、2番ですが、申請地は東武線江戸川台駅の東約1.2キロメートルに位置している土地で、登記地目は畑で、現況は住宅敷地の一部として現在も使用されていました。申請地は、平成18年に相続を受けた農地で、昭和53年の常磐道の整備により、農地が小さく残ってしまったことから、昭和54年ごろから、宅地の一部として使用していたとのことでした。申請者は、登記簿上の地目と現況の地目を一致させる必要があることから、願出があったものです。

なお、今回の願出書の提出に当たっては、平成元年10月に撮影された航空写真及び平成26年10月発行の固定資産評価証明書が添付されていました。

以上のことをもとに審議したところ、1番については、今から20年以上駐車場として使用されている。2番については、今から20年以上は、住宅敷地として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

15番(水代委員) こういう案件は、まだかなり市内には残っていると思うんですよ。実際にそれは申請があつてから今までやっていたわけですが、例えば20年以上経過した農地についてはこうだとか、何かある程度整理する方法が無いのでしょうか。

事が起きないと案件として挙げられないのか、何か規定の中で何かの通達を出して、整備をしていった方がいいのか。これまだかなりありますよね。常磐道の工事もあるし、相続の関係もある。一旦相続やったところに関してはある程度解決してるけど、これから相続の方もかなりいると思うので。

対象も農家が対象なので、件数も少ないと思うので、何かそういう所を整理する抜本的なやり方は何か無いかと思うのですが、いかがでしょうか。

吉田次長 ただ今の御指摘でございますが、なかなか抜本的というのは難しい状況なのかなと。私どもの方で農地台帳というものを持っておりますが、そこで地目の方がある程度資産税課との地目の突合ということで、田畑の面積・所有者等は窺い知ることには出来ますが、なかなかそれが現場の現況利用とはたして合致してるか、それとも今回の証明のように違っているのか、というのはなかなか現地に赴かないとわからないというところがございます。人的要員も少ない中で、なかなかそれらを徹底してやるのは難しい状況でございます。

少し話が逸れるかもしれませんが、農地台帳につきましては、今まで自前のExcelによってパソコンを使ってたんですが、今後システム化ということで、それを今財政部門に要望しています。それが導入されれば農地台帳の方も充実してくるのかと思いますので、ただ今のような御指摘の点について、システム改修に合わせて整理していくことを考えていきたいと考えております。ちょっと上手い回答にはなりませんが、よろしくお願いします。

15番(水代委員) 要するに、市の方でやるんじゃないかと、本来ならば、申請者個人個人が名寄せを取ればはっきりわかることで、別にそういう管理を一般市民の人が土地を持っているならそういう管理するべきだと思うんで、そういう土地はありませんかみたいな、申請を出すことで地目が変わりますよみたいな、そういう方法もあるんじゃないかなと思うんですよね。

実際、農地じゃなくて現況で税金は掛けてあると思うんですが、そのところがちぐはぐで、例えば家を建てますとか云々という時に初めて気が付く、それが今まで案件として上がってきていた。私が農業委員やっている間、案件の3分の1くらいこの案件でした。細かくてめんどくさいというわけじゃないんですが、そういう所をある程度洗いだせると、結構案件も減ってくるんじゃないかと。

また、それから違った案件が色々出てきたり、将来的に人員も減ってきたりすると、そういう現地調査でも何でもあんまり出来なくなってくるし、そうなると大変なことになってくるので、整理できるものはこの1、2年のうちに何とか考えていけたらいいんじゃないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

吉田次長 ただ今御指摘いただきましたことについて、これからうちのほうも、鋭意検討させていただいて、よりよい方法について検討し、出来るものから実行していければという風に思っております。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

資産税課の場合は現況でしますから、すぐになるけど、台帳的に農地であったかどうかというのはわからないですよ。その辺がちょっと難しいんじゃないですかね。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第59号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします

す。

挙手、全員であります。

よって議案第59号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第60号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の8頁をご覧ください。

議案第60号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

租税特別措置法施行令第40条の7及び租税特別措置法施行規則第23条の8の規定による証明願を次のとおりとする。

平成26年11月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

はじめに、今回、相続人から引き続き農業経営を行い、相続税の納税猶予を受けするため、証明願の提出があったものであります。

はじめに、相続人は流山市大字東深井の方で、相続開始年月日は平成26年2月10日です。

次に、納税猶予の願い出がありました土地は、流山市東深井にあります畑1筆、面積1,441㎡で、市街化区域内にあり、生産緑地地区に指定されている農地であります。本件の議案案内図につきましては、18頁にございますのでご参照いただきたいと思います。

今月の納税猶予に関する適格者証明願につきましては、以上の1件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第60号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」御報告いたします。

今月の案件は1件です。

本案につきましても、現地調査と申請者からのヒアリングを行っております。

被相続人は、昭和9年生まれで、平成26年2月に79歳で亡くなられた方でございます。相続人は、被相続人の妻で、昭和9年生まれの80歳でございます。

本案は、引き続き農業を継続し、相続税の納税猶予を受けるために、証明願があったものです。

農業従事者につきましては、申請者のみであります。

申請地は、サトイモ、ダイコン、ネギ等が作付されておりました。

なお、納税猶予を受けることになると、猶予を受けた農地については終生農地として利用し、耕作を続けなければならないことを説明したところ、申請者からは了解しているとの回答を得ております。

以上のことをもとに審議しましたところ、引き続き農業を継続していくことが確認できたため、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

5番(増田委員) この相続人の方は80歳ということですが、80で納税猶予受けて、これから何年やるつもりなんでしょうか。

田村次長補佐 今回納税猶予受けるにあたりましては、終生ということで、この方が生きている限り納税猶予受けられるということで、ヒアリングも実施しまして、見た目より若く感じられましたので、これから5年10年くらい農業をしそうな感じには見えました。

以上です。

15番(水代委員) 相続人のお子さんはおられますか。

田村次長補佐 そちらも事務局の方で説明させていただきます。

この相続人の方と同居している方がおられます。長女の方と同居している形になっております。その近くに、野田の山崎には長男が住んでおりまして、次女が流山市平和台に住まわれているということです。

そういうことですので、母親だけではなく、現実的には娘さんも手伝うとかは出来るかなと思います。以上です。

15番(水代委員) 要するに主たる従事者、この方が相続するけれども、生産緑地の規定でも主たる従事者は耕作してないといけないわけで、納税猶予の規定でも本人が出来なくても娘さんなり何なりがしていかなければならないというわけで、きちんと認識しているなら構わないと思うんですが、そのところは確認取りましたか。

吉田次長 その点につきましては小委員会の開催のときにヒアリングを実施いたしまして、相続人の方にもお越しいただいております。その中で、終生農地としての利用ということで、小委員長の方から直接申し送り事項ということで、その辺の確認と、意思について申し上げます。

15番(水代委員) 定期的に報告義務があるんでね。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第60号について、原案のとおり、証明することに賛成の方は挙手をお願いし

ます。

挙手、全員であります。

よって議案第60号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第61号「農業生産法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の9頁をご覧ください。

議案第61号

農業生産法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

平成26年11月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

農業生産法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農業生産法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されておりますことから、報告書の提出があったものであります。

今回、報告がありました農業生産法人は、流山市向小金にあります農業生産法人と流山市駒木台にあります農業生産法人です。報告がありました事業年度は、向小金にあります農業生産法人は、平成25年9月1日から平成26年8月31日までの1年間です。駒木台にあります農業生産法人は、会社設立の平成25年9月17日から平成26年8月31日までです。

皆様のお手元に配付させていただきました、様式例第5号の3「農業生産法人要件確認書」という資料、2部あると思いますが、それをご覧いただきたいと思います。この資料につきましては、法人から提出いただきました報告書をもとに、農業生産法人要件確認書を作成しております。

はじめに、流山市向小金にあります農業生産法人の「農業生産法人要件確認書」をご覧いただきたいと思います。確認書の表の右側に、平成26年11月10日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、この欄を縦に御覧ください。経営面積についてですが、面積は26,400㎡で昨年と同面積となっております。次に、法人形態についてですが、昨年と同様の内容となっております。次に、事業の種類については、農産物の販売です。次に、売上高についてですが、全体の売上高に対し、農業に関する売り上げが占める割合は、65%となっております。よって、売上高の半分以上は農業に関する売り上げで占めておりましたので、売上高の要件についても、適合としております。また、次の構成員については、農地等の提供者が法人の構成員です。また、業務執行役員につきましては、過半数の役員が農業に常時150日以

上従事することとなり、当該法人の役員は2名であり、年間150日以上従事しておりました。以上のことから、農業生産法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので、適に をさせていただきます。

次に、流山市駒木台にあります農業生産法人の「農業生産法人要件確認書」をご覧いただきたいと思っております。確認書の表に、平成26年11月7日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、この欄を縦に御覧ください。経営面積についてですが、面積は5,184㎡です。次に、法人形態についてですが、非公開の株式会社となっております。次に、事業の種類については、農産物の加工・販売、貸し農園・体験農園経営です。次に、売上高についてですが、全体の売上高に対し、農業に関する売り上げが占める割合は、76%となっております。よって、売上高の半分以上は農業に関する売り上げで占めておりましたので、売上高の要件についても、適合しております。また、次の構成員については、農地等の提供者が法人の構成員です。また、業務執行役員につきまして、過半数の役員が農業に常時150日以上従事することとなり、当該法人の役員は2名であり、年間150日以上従事しておりました。以上のことから、農業生産法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので、適に をさせていただきます。

最後になりましたが、流山市向小金にあります農業生産法人の議案案内図につきましては、19頁と20頁になります。流山市駒木台にあります農業生産法人の議案案内図につきましては、21頁になります。

ご説明につきましては、以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。
大作委員長。

大作委員長 議案第61号「農業生産法人報告書の提出について」御報告します。

本案については、農地法第6条の規定により、農業生産法人は、毎年、事業の状況などを農業委員会に報告しなければならない、と定められています。また、農業委員会は、その報告に基づき、農業生産法人がその要件を満たさなくなるおそれがあると認めるときは、その法人に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。とされています。

農業生産法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件があり、各要件についての適否を点検するものです。

この要件は、設立の時に満たされるだけでなく、設立後も満たされていることが必要で、農業生産法人は、農地の権利を取得した後も、この要件に適合していることを確保するため、毎事業年度の終了後3か月以内に、事業の状況等を農業委員会に報告することが義務づけられているところです。

このため、本案について配布資料の農業生産法人要件確認書に基づき審査を行ったところ、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって承

認相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

高市議長 御苦労さまでした。

なお、本案の1番については、水代委員に係る案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、水代委員の退席を願い、審議いたします。

水代委員の退席を求めます。

(午後3時58分 水代委員退席)

高市議長 これより、本案の1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第61号のうち、1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第61号のうち、1番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代委員の除斥を解きます。

(午後4時00分 水代委員入室)

高市議長 次に、本案の2番については、小倉委員に係る案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、小倉委員の退席を願い、審議いたします。

小倉委員の退席を求めます。

(午後4時00分 小倉委員退席)

高市議長 これより、本案の2番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第61号のうち、2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第61号のうち、2番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

小倉委員の除斥を解きます。

(午後4時04分 小倉委員入室)

高市議長 それでは、長くなってきましたので、暫時休憩といたします。15分間、再開は4時20分とします。

(午後4時05分 休憩)

(午後4時22分 再開)

高市議長 休憩前に引き続き、議案第62号「平成26年度流山市利用状況調査結果について」を議題といたします。議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の10頁をご覧ください。

議案第62号

平成26年度流山市利用状況調査結果について

農地法第30条第1項の規定により実施した、平成26年度流山市利用状況調査の集計結果について、意見を求める。

平成26年11月26日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

この利用状況調査につきましては、改正農地法の施行に伴い、毎年、農地の現地調査を行うことが義務付けられましたことから、本市におきましても、昨年に引き続き、調査を実施いたしました。

委員の皆さまには、今年は10月1日から10日にかけて、ご多忙のなか、延べ4日間にわたり調査していただき、誠にありがとうございました。

今年の集計結果につきましては、10頁の表に記載させていただきましたとおり、調査対象農地115,291.78㎡のうち、111,728.78㎡、全体の97%の農地が荒廃農地と確認されました。

また、農地造成の土地につきましては、調査対象農地26,928㎡のうち、21,497㎡、全体の79.8%が適正に利用されておりました。

これらの農地につきましては、現地調査の後に実施しました判定審査会におきまして、各農地の周辺環境や農地基盤状況なども勘案し、ご検討いただきましたが、担当した地区以外の委員の皆さまに、ご意見をいただくため、議案としたものであります。

次に、詳細につきましては、中里事務員より説明いたします。

中里事務員 引き続き、私の方から御説明させていただきます。

利用状況調査におきましては、はじめに、委員の皆様に「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」に規定されている荒廃農地に該当するかを調査していただき、その結果、該当する場合には、更に再生利用が可能なA判定と、再生利用が困難と見込まれるB判定、という形で分類していただきました。

そして、これからの流れとしては、このうちA判定の農地につきましては、農地法第3

2条の規定により、利用意向調査を行うこととされております。また、B判定の土地につきましては、農地法の第2条に「農地」とは何かという定義付けがされているのですが、この定義に該当しないものとして、「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明」の対象とすることとされております。

今年の調査結果につきましては、10頁の表に記載させていただきましたとおりの結果となりました。また、審査会の際にも説明させていただきましたが、昨年B判定となった土地の中で、「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明」の申請がされていないものについては、事務局で調査しました。その結果、全て昨年と変わらない状況だったため、引き続きB判定とさせていただきます。

参考資料としまして、皆様のお手元に白黒の写真入り案内図を2冊配布させていただいたほか、前方のプロジェクトにもカラーで同じものを映しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。なお、案内図2冊につきましては、プロジェクトと同じ内容が1頁目に印刷されているものが、利用状況調査の際に委員の皆様により現地を回っていただいた箇所になります。もう1冊の方に関しては、先ほど申し上げた、昨年B判定となった農地で、事務局が現地調査を行った土地となっております。

それでは、個別の結果について、御説明させていただきます。

(筆毎の判定結果説明)

高市議長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

9番(中村委員) 今、事務局より説明を受けた次第なんですけど、農地の利用状況調査って毎年やってるわけですよね。私も事務局と一緒に現地調査入ってやっていますけど、今説明受けた中で、毎年毎年同じような状況じゃないですか。

この調査結果もそうですけど、それだけですか。再生可能であるよと、A農地に対して、草刈やってトラクターでうなれば耕作可能、農地に復元できるよと。B農地は完全に何十年も荒廃しちゃって耕作は無理だと。それで今後どうするか。

A農地に関しては耕作が可能だっていう指導がどうなっているのか。ただ、調査だけじゃなくて、地権者と直接お話ししながら、解決を図るべきじゃないかなと思います。その辺を確認したいです。調査してその結果をこういう場で報告するだけなんですか。それとも地権者と話し合いなされていますか。その辺をお聞きしたい。

高市議長 事務局どうですか。去年と今年と比較して。

吉田次長 利用状況調査を10月からやっていただきました。延べ4日間ですね。その結果を、今回議案として上程させていただきました。昨年までは、利用状況調査のその後の指導等については、議案にお諮りせずにそのまま、再生可能な農地については農家さんに意向の通知を出しまして、自分で耕作できない方は今後どうするかということで、貸付等の意向を踏まえまして、指導してきたところでございます。

そして、今年も利用状況調査をいたしまして、今中村委員御指摘のとおり、A農地については少なくとも再生可能であろうという風にされており、今後、こちらの結果に

ついて御審議いただきまして、その後地権者の方に正式に活用についての通知を文書をもって行いたいと思います。その内容については、利用のお願いと、昨年と同じような形になりますが、耕作できない場合には利用集積なり、貸付するなりの意向調査につきまして行いたいと思います。

また、B判定につきましては、御判断によりまして農地としても継続できないだろうという所につきましては、手続き的には今後まず、うちのほうでは農地台帳から外すというような作業に入ります。合わせて、地主さんの方にはその通知と、地主さんが地目変更を希望する場合には、今日も御審議頂きました「許可を要しない証明」、この証明願を提出していただければうちのほうで非農地の証明を出せるという風な国の手続きになっておりますので、そういったご案内をB判定の方にはしていきたいという風に思っております。

本日のこちらの承認をもってそういった指導等に繋げていきたいと思っております。9番(中村委員) 事務局だけでやるんじゃなくて、共に、一緒に汗かいてやっていきましょうと、一つ提案します。

それと、夏草冬草で指導ありますよね。火災等の問題、防犯等の問題、それは周知徹底されてると思うんですけど、逆に農地がこういう状態の中で、なかなか刈ってくださらない。そういうことも委員会として考えていく必要があるんじゃないかなと。刈ってくださいよと、それに対してもう高齢化で出来ないからと。このように、もう何年何十年、今も草の状態で荒廃農地になっていて、立木もあって耕作することは不可能になると、私も見た農地なんかは、深い水田なんですね。であれば、地元の業者さんをお願いして、いい建設残土が出たとき、その土で埋め立てを行ってもらう。そういったいろんな考え方があると思うんです。そういったことを一つ提案させていただきます。

1番(小田桐委員) 私も初めて拝見させていただいて、前回利用意向調査をやられて、貸し出してもいいよと、貸す相手も探してほしいという要請はあったんだけど、一年間ずっと何事もなく、その農地自身が耕作に適しているのか適していないのか、土地の形状もありますし、道路付けもいろいろあると思うので、一概には言えないんですけれども、利用状況調査で意向を聞いて終わるっていうので、いいのかなと。ある意味そこが、参加をさせていただいて、農業委員会の事務局も含めて主体が問われるなと思ってるんです。

草刈とかうなるとか、農地にするには何が必要なのかっていうのを事務局も含めて、予算が必要であれば中村議員にも頑張ってもらいますが、具体的な提案をしていただきますが、農業委員会からもっと発信していただいた方がいいのかなと。

高市議長 先ほどもちょっと出てましたけど、消防法に基づくものだとか、それは現にやっているんですよね。消防署の方なんかは、委員会は別ですよ。委員会は今までやってないから、そういう風に出来ればやっていった方がいいのかなと思いますよ。ただ、いろいろありますから、今後事務局も検討していきたいというようなことだとは思いますが。

1番(小田桐委員) 議会代表なので言わせてもらうと、今議会では農業を専門でやられている方、少数派ですので、農業やるには何が必要なのかと。土地、土地を耕作できるようにする、作付するっていう所まで含めて、農業委員会からもっと具体的な提案を発信していただいた方が、より具体的に農業委員会としての予算取りも含めて、政策化も含めてやりやすいと思いますし、せっかく利用意向調査をやられて、土地貸してもいいよって、誰か探してほしいっていったときに、農業委員会だけでやれることではないと思いますが、それをどう後押しするかっていうことも役目ではあるので、是非積極的な意見をどんどん聞かせていただければありがたいなと思います。

高市議長 そういような形を委員会として、皆さんの御意見だということになれば、それは市としても予算化してもらって、例えば平米いくらのところいくら補助しますよとか、そういう予算取りの関係も出てくると思うんですよ。

ただ単にどうするかだけじゃ毎年やってもあんまり意味合いが無くなっちゃうこともあり得るわけですから、その辺も委員会として、色々検討して、そういう形で予算付けしてもらって、例えばA農地の場合、こういう所は畑になりますよとか、肥料やったりなんなりは別ですよ、雑草を刈るとか、耕作できるような状況に出来るんじゃないかなと、そのように思います。

9番(中村委員) 色々申し上げた中で全部が全部早急に実現に向けて、早急にやらねばならないものもあるでしょうし、研究必要だなと、時間のかかるものも何点かあると思います。出来ることを早急に対処して、また、事務局任せではなくて、私ども委員も共に汗を流していけたらよろしいんじゃないかなと。

ただ、御意見お聞きしますよ、わかりました、とそれだけでまた一年経ってしまったじゃ。出来ることは早急に形にさせていただければなと、そのように思っている次第であります。また、私どもに出来ることがあると思いますので、何なり申しつけていただければと思う次第であります。よろしくお願いします。

高市議長 農地に関しては農業委員会でもいろいろ、雑草刈りにしても何にしても、出来得る話なんですけど、もう何十年も経って大木になっちゃってるようなのはどうしようもありませんからね。ただ、問題は昔から農地のままで、繁茂してても、木が生い茂っちゃってても、地目が農地になってるってのは結構あるわけですよ。

15番(水代委員) 参考のためにお伺いしますが、農地から外された場合には雑種地になるのでしょうか。一概に雑種地とはいかないのでしょうか。

中里事務員 私から説明します。

場所によって違ってくるとは思うんですが、現況を見て法務局による判断となりますが、山林になる場合と雑種地になる場合があると考えております。

15番(水代委員) その場合、法務局から税務署の関係だとか出てくると思うんですが、固定資産税はどのように変化しますか。

中里事務員 資産税に関しては、現況課税という形ですので、ここでB判定になっているところの大多数は、既に山林とか雑種地で課税されているかと考えております。

15番(水代委員) 農地と比べて雑種地ってのはどのくらい課税率が変わりますか。

3番(岡田委員) 私も間が開いてしまっているのだからわかりませんが、山林よりは雑種地の方が高いのは確かです。

高市議長 畑であっても耕作しないで放置してあれば、雑種地で固定資産の方見られるというのは当然です。資産税課の仕事だからわからないですけどね。

15番(水代委員) 路線価で引かれてる所ならわかるけど、こういう調整の雑種地だったら、倍率でしょ。奥の方行っちゃえばほったらかしていても平気だったり、ちょっと近くに市街化があったり、住宅地があったりすると、ちょっと中に入ってくれば路線価で引っかかってくるから高くなる。

ただ、倍率のところだからみんなほったらかしても構わないやあっていう農地だと思う。これである程度税金がかかってくるとかだったら、それは大変だから一生懸命やるけど、やんなくても平気だから今ほったらかしちゃってると思う。そういう所の近隣はどんどん荒廃していっちゃう。

そういうものを使っての説得力のある説明なり指導なりがあったらいいと思う。

高市議長 場所によって倍率も違うでしょうから、その辺が難しいよね。

福留局長 いろいろな御意見ありがとうございます。昨年までと違う方式でということで、次長の方から説明があった通りなんですけど、今までは皆さんに現地を見ていただいて判定をしていただいた中で、事務局の方でそのままの結果を各地権者の方にお知らせをしていた。

今年から、4班に分かれていますので、それぞれの班の委員さんの見方ですとかも、違う部分もあるんじゃないかということで、共通したものを一つ総会で諮らせていただいて、皆さんの共通認識の中で各地権者の方へ通知を出していこうというような形に変えさせていただいたところです。そして、昨年よりはそういう意味で少し改善をさせていただいたんですけども、本日いろいろな貴重なご意見が各委員さんの方から出されましたので、それを踏まえまして事務局といたしましても、更にこの利用状況調査がいい方向に、農地保全の方に、向かえるような形になるように、少し事務局内で検討させていただきまして、ある程度方向性が見えた時点で皆様方に御提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

13番(大作委員) B判定は農地への復元が難しいとのことですが、今現状を見ますと谷津田地が多いですね。具体的に言いますと、美田から駒木台の田んぼとかです。

都市計画法上の見直しが5年ごとにあります。できますれば、少子高齢化で難しいのかもしれませんが、宅地化を図ったらどうか。もうあそこで農地として耕作しなさいというのは難しいと思いますけど。

要望として市街化区域にしろというのは大変難しい要望かとは思いますが、市街化に出来なくても埋立とか何かそういう方法で、活用していただいた方がよろしいかなと思うんですけども、要請・要望とさせていただきます。

高市議長 こういう状況じゃ地権者だっどこまでが自分の土地かわかんないでしょうからね。

13番(大作委員) あそこで農地はできないですよ。だったら思い切って、市街化区域として宅地の供給は難しいかもしれないですけど、市としてはそのような誘導も、他部局との調整を取りながらやるしかないと思うんですけど。

両サイドはほとんど市街化なんですよ。市街化は無理にしても、何らかの利活用を市としては考えていただきたい。そういうような要請はさせていただきたいと思います。

11番(小倉委員) 持ってる人は2名くらいなんですよ。地権者の人は、ただこういう風にしとくよりは何かにしたいということは思っているみたいなんですけど、市街化ばかり増やしても困ると思うんですよ。やっぱり今すごく市街化増えちゃってるもので、そんなに市街化ばかり増えちゃって、農地が無くなっちゃうから。

13番(大作委員) 駒木台から青田の谷津田のところは、市街化に出来なくても何か方法は無いか。

11番(小倉委員) 公園にした方がいいんじゃないですか。住宅は難しいと思うんですよ。

高市議長 他市の場合はですね、実際に畑をこういう風に荒地にしちゃったところかを避難場所に使っているようなところもあるんですよ。そういう方法も考えれば何らかの形で出てくるんじゃないでしょうか。

1番(小田桐委員) もしよければ、議案の審査と要望を別にして、議案としてはよければ先に審議して、要望は議案と報告が終わった後にその他で別途聞くように分けた方がいいんじゃないでしょうか。

高市議長 そうですね。

ただ、この62号の、これを承認するかっていうのも難しい話ですよ。去年の結果があって、今年もほとんど変わってないと思うんですよ。この辺で、原案のとおり承認できますかって言ったらそれも皆さん難しい話だと思う。

吉田次長 今回の結果は、委員の皆様がそれぞれの班で調査・判定いただいたものですので、それを4班に分けましたもので、自分で担当の無いものもありましたので、小さいですけどこういった写真等でご確認いただきましたので、今年の利用状況調査の数字、また、その後の指導等につきましては御承認いただければありがたいと思います。

15番(水代委員) 今、まちづくり検討委員会なんかは締めちゃってますか。

あと、農業委員会から出てる都市計画審議会とか。そういう所で意見する機会があるならば、農業委員会からの要望ということで、いろいろ言ってもらって刺激してもらうのもいいことだと思います。

高市議長 今回につきましては皆さん4班に分かれて調査していただいたわけですから、今回のことについては承認していただけるかどうかという問題なんですけど、ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第62号について、原案のとおり、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第62号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第27号「合意解約の通知について」報告を求めます。

田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の11ページをご覧ください。

報告第27号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

平成26年11月26日報告

流山市農業委員長 高市 正義

本件につきましては、今まで農地の貸し借りを行っていた土地について、貸主と借主の双方の話し合いによって解約することの合意が行われましたことから、合意解約の通知書が提出されたものでございます。

初めに、合意解約が行われました農地につきましては、流山市平方にあります田4筆で、面積は820㎡でございます。

合意解約の通知書の受付日につきましては、平成26年10月3日でございます。また、この解約が行われました農地の場所につきましては、議案案内図の22頁となっております。

今月の合意解約のご報告につきましては、以上の1件です。

よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

(午後5時08分 中村委員退席)

高市議長 次に、報告第28号「専決処理の報告について」報告を求めます。

田村次長補佐。

(午後5時09分 中村委員入室)

田村次長補佐 議案書の12ページをお開きください。

報告第28号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年11月26日報告

流山市農業委員長 高市 正義

本件につきましては、いずれも市街化区域内にある農地を転用するものでございまして、農地の所有者が自ら転用を行うものにつきましては、農地法第4条の届出になりまして、農地を売買や賃貸借などにより権利を取得し、合わせて、権利を取得された方が農地の転用を行うものにつきましては、農地法第5条の届出となるものでございます。

初めに、1の、農地法第4条第1項第7号の規定による届出から、ご報告させていただきます。今月の農地法第4条の届出のご報告は9件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。次に、転用目的別につきましては、住宅用地が7件、公衆用道路が1件、老人福祉施設用地が1件でした。今月の4条届出の合計は、以上、9件、16筆、5,715.23㎡で、地目別の内訳では、田が4筆、740.84㎡、畑が12筆、4,974.39㎡でした。

次に、議案書の14ページをお開きください。

2の、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月のご報告は15件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。次に、移転の原因別内訳につきましては、売買が12件、贈与が2件、賃貸借が1件でした。また、転用目的別では、住宅用地が13件、店舗が1件、駐車場が1件でございました。今月の5条届出の合計は、以上、15件、18筆、8,932㎡で、地目別の内訳では、田が10筆、4,460㎡、畑が8筆、4,472㎡でした。

今月の専決処理のご報告は、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。
高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成26年第12回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後5時10分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成26年11月26日

流山市農業委員会会長高市 正義.....

流山市農業委員会委員秋元 正.....

流山市農業委員会委員小嶋 悦子.....